

地下式受水槽の緊急点検について

1 給水栓の水

- (1) 給水栓の水の色・濁り・臭い・味に異常がないこと、また、異物混入の有無について直ちに確認してください。
 - (2) 給水栓の水の残留塩素濃度を測定してください。
(残留塩素測定器がない場合は、購入を検討ください。)
- ※ なお、余震が続いている間は、毎日点検されるようお願いいたします。



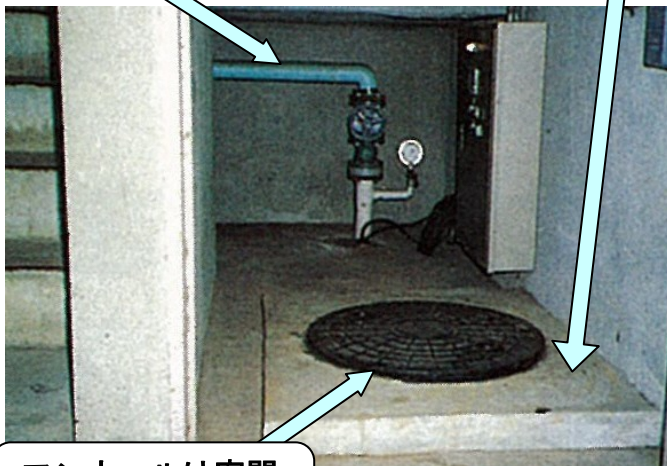
2 水槽の周辺及び内部

次に示した点に注意して、直ちに施設の点検を実施してください。

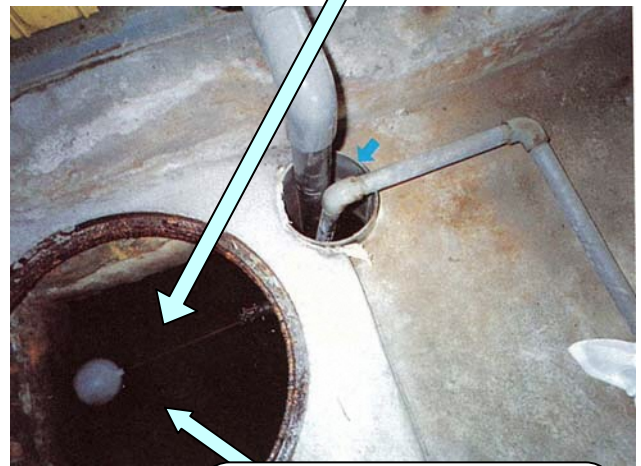
配管からの漏水はありませんか？

受水槽上部周辺に亀裂等の破損箇所はありませんか？

受水槽内部の壁等に亀裂等の破損箇所はありませんか？



マンホールは密閉されていますか？



受水槽内部の水の色、濁り、臭い、異物の混入等はありませんか？

【受水槽上部】

【受水槽内部】

※ 水槽の清掃を実施する時は、貯水槽内壁に亀裂等の損傷がないかを点検してください。

3 水又は受水槽等に異常があった場合には

- (1) 直ちに、給水を停止する。
- (2) 直ちに、利用者に水を飲まないよう周知する。
- (3) 直ちに、受水槽が設置されている区の福祉保健センター生活衛生課へ連絡して、指示を受ける。